

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成 25 年度第 2 回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成 26 年 2 月 17 日 (月) 19:00 ~ 21:00				
開催場所	いきいきプラザ 2 階 学習室				
出席者 及び欠席者	出席者： (委 員) 杉山浩章会長、小島聖職務代理、渡邊儀一郎委員、丹代了委員、北島朋博委員、淵脇稔尚委員、磯村智香子委員 (市事務局) 小林子ども家庭部長、野口子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、野々村児童課長、星野子ども育成課長補佐、下口子ども育成課保育整備係長、大石子ども育成課庶務・幼稚園係長、上野子ども育成課主事、嶋崎子ども育成課主事 欠席者：無				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	無
会議次第	1 . 開会 2 . 事務連絡 3 . 議事 (1) 平成 25 年度保育料改定の影響等について 4 . 報告事項 (1) 児童手当からの保育料の特別徴収について (2) 児童クラブ使用料滞納者に対する少額訴訟について 5 . その他				
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育係 042-393-5111 (内線 3198)				
会 議 経 過					
1 . 開会 2 . 事務連絡 3 . 議事 4 . 報告事項 5 . その他					
・会長 平成 25 年度保育料改定の影響等についてだが、本件については平成 23 年 9 月 28 日に本審議会より渡部市長に答申をしたが、その中で「改定後の影響等については、平成 24 年度以降の保					

育料等審議会にて検証したい」としている。前回 8 月の審議会において「平成 25 年度保育料改定の影響等について」を議事として事務局より説明があった。委員の方々からいくつか質問が出されているので、まずは事務局より資料等の説明をお願いしたい。

・子ども育成課長

資料 1 は保護者負担割合に関する 26 市調査結果であるが、前回 8 月の段階では 23 年度実績、24 年度実績を示したところである。平成 25 年度に関しては実績見込での数字をまとめてある。

23 年度、24 年度に関しては前回示した数字と変わっていない。25 年度について前回は当市のみの数字であり、当時は 49.25 パーセントと示したところであるが、その後、保育料等が最終確定するなど若干の数字の変動があり、今回 49.1 パーセントとさせていただいている。当市において 23 年度は 41.9 パーセント、24 年度は改定をした結果 45.8 パーセント、25 年度については 49.1 パーセントと 50 パーセントには届かなかったが、かなり 50 パーセントに近づいてきたと言える。多摩 26 市の平均を見ると、23 年度は平均よりかなり低かったが、段階的に保育料の見直しを行った結果、多摩 26 市の平均に近づいてきたと言える。

資料 2 についてだが、「23 年度に未納だった世帯が、24 年度に値上げをした後、そのままシフトして未納となっているのか。24 年度の未納の世帯と 23 年度の未納の世帯は重なっていると思うが、そのあたりをどの程度把握しているのかを知りたい。また値上げをしたことによって未納の世帯の未納がさらに続いているのか」という質問を前回いただいた。そこで今回、24 年度当初において 22 年度、23 年度と重複の滞納者を抽出したところ、件数として 16 件、滞納額の合計として 1,450,350 円ほどの滞納額があった。保育料単価についてであるが、3 歳未満児、3 歳以上児で保育料は変わってくる。3 歳以上児においても、第一子なのか、第二子なのか、第三子なのかにおいても保育料は異なってくる。保育料単価が条件によって異なるので、今回資料に追記させていただいた。24 年度当初における滞納額の計に関しては、23 年度の単年度での滞納額を抽出している。22 年度においても滞納はあるが、今回は単年度での滞納額を計上させていただいている。もう一つは 25 年度当初の 23 年度、24 年度の過年度の重複滞納者を抽出したものである。件数が 15 件、滞納額計が 1,729,500 円と件数は 1 件減っているものの、滞納額計については若干増えている。一番影響があるのが、D9 階層という保育料単価が 18,600 円の方が滞納されていることで、この方だけで 223,200 円の保育料滞納となってしまっている。前年度においても D7 階層での滞納者の方もいたが、若干保育料単価が高い方がいたこともあって、総じて件数自体は減ったものの、額は前年より増えているという状況である。全体のところでは、24 年度の数字を見ても、値上げによって徴収率がさほど変わっていないので、数字を見る上では影響は無いのではないかとということである。

前回は意見をいただいた、国負担割合 50 パーセントの関係についてである。平成 23 年 9 月 28 日に本審議会より答申をいただいているが、答申の部分を改めて読ませていただく。抜粋であるが「平成 19 年度から税源移譲及び定率減税廃止に伴い、保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正されたことにより、東村山市の階層区分も定率減税廃止に対応した改定を行った。その結果保育料改定の目安とする国基準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が著しく減少した。それに伴って、保育料の改定を行うことは、経済情勢等を鑑みても必要であると考えられるものである。ただしその賦課については、対国基準比率 50 パーセントを目安とするも激変を緩和する措置も講じる必要があると考える」という部分がある。

以前の審議会においても 50 パーセントを目指している、ひとつの目安とするということになっている。先ほど資料 1 において説明させていただいたが、23 年度の 41.9 パーセントということもあったので、それを 50 パーセントに近づけるということで答申をいただいたところである。その答申を受けて、24 年度、25 年度の激変緩和措置ということで、2 か年の改定により 50 パーセントに近づけることを目標に、実績として 25 年度においては 49.1 パーセントになった。多摩 26 市の平均が 49.8 パーセントということで、50 パーセントには達していないものの近づいてきているという状況である。

・会長

只今、事務局より資料 1、資料 2、また国負担割合 50 パーセントについて説明していただいた。前回の審議会の各委員からの意見も踏まえて資料を用意していただき感謝申し上げます。只今の説明に対して各委員から意見をいただきたい。

- ・ 職務代理
資料 2 の解釈についてだが、値上げによる重複滞納者というのは懸念されたほどではなかったということによろしいか。
- ・ 子ども育成課長
額は若干増えているものの改定による影響は無かったものと考えている。
- ・ 職務代理
次に国負担割合 50 パーセントについてである。時間もかかりこの場のテーマにそぐわないのかもしれないが、今の説明では前回の意見の根拠となる理由にはならないのではないかとだけ申し上げておく。
- ・ A 委員
保護者負担割合を 23、24、25 年度と見ていくと、段々と数字が上がってきており、事務局が考えている数字に近づいてきたのかなという印象を受ける。また急激に数字が上がってこなかったのも良かったのではないか。事務局としては 49.1 パーセントという数字をしばらくこのままで良いと感じているのか、それとも 50 パーセントを超えなければならない、更なる改定を考えているのかという点が気になる点である。様々なことを考えると、更なる値上げをすることは厳しいのではないかと考えるが、しばらくこれをそのまま放置すると 5 年、10 年と経ってまた保護者負担割合が下がってきてしまい、これを急激に上げるというようなことになってしまう。どのタイミングで改定を考えていかなければならないのか、どれくらいの割合で変えていくのかということを議論していくべきなのかと考えている。何を基準に我々は議論していかなければならないのか、保護者もどういったことに気をつけなければならないのかということをお考えつつ、質問として一つめは事務局は現在の状況を良好と捉えているのか。二つめはこの先どうしていきたいか、ということについてお答えいただきたい。
- ・ 子ども育成課長
一つめだが、23 年度に答申をいただき、それを受け保育料徴収条例の一部改正を行い、激変緩和のために二段階での改正を行った。その時も 25 年度において保護者負担割合が 50 パーセントを超えるというシミュレーションをし、保育料徴収条例を改正したところであるが、実際にその時に保育所に入所している児童に当てはめると 49.1 パーセントという実績が出た。50 パーセントを目指したものの、届かなかったというのが事実である。今後についても、50 パーセントというのは以前から目指している数字であるので、また検討していく必要があると考えている。前回の審議会においても平成 26 年度の保育料についてどう考えているのかという質問をいただいたが、その時、平成 24 年度及び 25 年度の二か年の改正によって、保育料の適正化の目安である 50 パーセントに近づいているということ、保育料改正を二年続けて行ったので、26 年度については保育料の改正は行わないと回答させていただいた。二つめだが、平成 27 年度以降については、子ども・子育て支援新制度が開始する予定である。教育・保育全体の制度が大幅に変わる予定であるので改正内容を踏まえて、保育料に関して資料が出揃った段階で検討していく必要があると考えている。よって平成 26 年度については据え置き、27 年度以降については新制度の状況をみて検討していく必要がある。
- ・ 会長
今回は 26 市の 25 年度の実績見込みの資料も提示していただき、改めて平成 24 年度及び平成 25 年度の保育料改正について、対国基準比率が当初予定していた 50 パーセントには達してはいないものの、大幅に改善されていることや多摩 26 市の平均程度になったことを確認することができた。当審議会としては、平成 24 年度、25 年度の保育料改定に対する検証をした結果、保育料の適正化が図られているものと集約させていただく。
前回、平成 26 年度の保育料については、平成 24 年度及び平成 25 年度の保育料改正により、保育料の適正化が図られていることから、保育料は改正しないこと、平成 27 年度以降の保育料については、平成 27 年度 4 月より開始される子ども・子育て支援新制度の内容を踏まえた

上で、改めて検討する必要があるのではないかということで集約されている。現在、国の子ども・子育て会議で検討されている内容で、保育料に関する部分について概要を説明していただきたい。

- ・ 子ども育成課長
資料3について説明を行った。
- ・ 会長
子ども育成課長からもあったように、新制度が開始されると保育料の仕組みも大きく変わるので、新制度の内容を踏まえた上で、平成27年度以降の保育料について改めて検討する必要があると考えているが、我々は今年度末で2年間の任期が満了することから、具体的な検討については新年度の審議会に委ねることをご報告させていただく。以上で議事について終了させていただくがよろしいか。
- ・ B委員
幼稚園において26年度から第二子の扱いが変わるという説明を受けたが、これは国と市どちらが導入をするのか。
- ・ 子ども育成課長
国が進めている政策ではあるが、実質的には国と市が共同で行うものである。費用負担についても国と市で一定割合の負担をする制度である。
- ・ A委員
小島委員にお尋ねしたいのだが、新制度に関して、これまでに要求をしてきた形に近づいていると考えてよいのか。
- ・ 職務代理
資料3の13ページの多子世帯の保護者負担の軽減に関してはそのように考えている。新制度全体に関しては、具体的に公定価格等もこれからなので、現段階では判断できない。
- ・ A委員
負担が減るということは、それだけ皆さん入園しやすくなるだとか、準備しなければならないお金も減るということにつながる。もう一つ質問なのだが、現在東村山市の保育料の階層は19で、国の方は8ということで、東村山市はより細かく分けている。国の階層が6に縮むと東村山市の階層も縮んでしまうのではないかと不安もある。どうシフトしていくのかでまた変わってくると思うが、事務局はどのように考えているか。
- ・ 子ども育成課長
現行ではA、B階層、C1からC3階層、D1からD18階層となっているので全部で23階層になっている。国が8階層から6階層にするということになると、それとの比率で国負担比率の問題もあるので、市の方の階層がどの程度が良いのかということも含めて検討する必要があると考えている。先ほどの13ページにあるが、保育所部分の第三子が無償となっている。今回、幼稚園の方も第三子無償化ということになる。当市では保育所において第三子は25パーセント徴収しているので、27年度以降の保育料の見直しの中で併せて検討する必要がある。
- ・ 職務代理
保育所の第三子が無償化されるというのは、概念として幼稚園で第三子が無償化されるから話を合わせていくということなのか。
- ・ 子ども育成課長
ベースとしては国の方で定めているものが13ページに記載されている内容になる。国の方では第一子、第二子のカウントの仕方が保育所と幼稚園では異なるのだが、第三子の場合は無償

ということを標準としているところであり、現在、本市では第三子においても保育料を 25 パーセント徴収している。一方で国の制度の中で幼稚園において第三子は無償化することから、本市でも保育所の保育料の第三子の無償化を検討していく必要があると考えているところである。

- ・ 職務代理

単純に無償化をするというだけでなく、ある程度は出せる、ある一定以上は出せないというような考え方を導入しても止むを得ないのではないかと。

- ・ 会長

只今の意見は個人的な意見として受け止めさせていただくということによろしいか。

次第の 4「報告事項」であるが、本日は 2 件予定されている。事務局各担当より報告をお願いしたい。まずは児童手当からの保育料の特別徴収についてである。

- ・ 子ども育成課長

報告事項(1)児童手当からの保育料の特別徴収についてご報告させていただく。保育料の徴収については通常、納付書を発送し納めていただく、もしくは口座振替で納めていただくことになっている。納期までに納付いただけない場合には、督促状や催告書を発送し、また電話催告も行っている。臨時戸別訪問を行い、納付していただくようお願いをしているのだが、残念ながら再三にわたる催告等にも関わらず、保育料を納付していただけないご家庭があるのが現状である。そういったことから、子ども育成課においては、児童手当からの保育料の特別徴収を検討してきた。簡単に仕組みを説明させていただくと、児童手当については年に 3 回支給をされる。6 月、10 月、2 月に支給される。一回の支給で 4 か月分をまとめて支給されるような仕組みになっており、平成 26 年 2 月の支給分については平成 25 年 10 月、11 月、12 月、平成 26 年 1 月の 4 か月分を 2 月 7 日に支給するという形になっている。同様に 6 月、10 月にもまとめて支給することになっている。児童手当法が改正され、平成 24 年 4 月から保育料の現年分については、当該年度の児童手当から特別徴収できるようになった。特別徴収については本人の同意は不要なのだが、初めての制度導入となるので、今回、平成 26 年 2 月の児童手当から保育料の特別徴収を実施させていただくにあたって、平成 25 年 11 月、12 月及び平成 26 年 1 月に該当の方には事前に通知等をさせていただいた。最終的に平成 26 年 2 月の児童手当から特別徴収をさせていただいた件数だが 21 世帯、金額として 967,800 円である。保護者からのお問合せが 1 件あったものの、事前に通知させていただいたので、特段大きな混乱はなかった。対象者について、平成 24 年 10 月から平成 25 年 11 月の間に 3 か月以上の保育料未納がある世帯を抽出させていただいた。12 月等にご連絡させていただいたところ、納付していただけた世帯もあり、納付していただいた額は約 500,000 円になる。止むを得ず特別徴収をさせていただいた世帯が 967,800 円なので、合算すると約 1,500,000 円になるので、特別徴収を実施した効果はあったと考えている。今回、初めて実施させていただいたが、今後も納付していただいている世帯との公平性の観点から、事前に通知をさせていただくのは当然のことだが、それにもかかわらず納付していただけない世帯に対しては、児童手当からの特別徴収を実施していきたいと考えている。なお、児童手当の額であるが、3 歳未満と 3 歳から小学校修了前の第三子には月額 15,000 円。それ以外の方については月額 10,000 円となっている。また所得制限があり、児童手当の対象外となる世帯については、特例給付ということで月額 5,000 円が給付される。

- ・ 会長

次に児童クラブ使用料滞納者に対する少額訴訟について説明をお願いしたい。

- ・ 児童課長

児童クラブについて使用料の徴収率向上を目標に掲げ、徴収に取り組んできた。徴収は昼夜の電話催告、休日の臨戸訪問を行うなど徴収率向上に取り組んできた。それでもお支払いただけない方がいることで徴収率も頭打ちになってくる。つまりこれまでの手法を行ってはいは数字的に限界がある。そこで新たな徴収方法を昨年度から模索してきた。今年度は滞納者に対する少額訴訟を行うべく準備を進めてきたのだが、滞納繰越、つまり当該年度ではなく、前の年

度でかなり古い滞納を調べ上げ、放置されている事案、催告は行っているが電話や訪問を行っていない接点の無い方たちのリストを総ざらいし、全件に対してお支払いをお願いしてきた。その結果ほとんどの世帯には納付に応じてもらった。一部、分納誓約の方もいらっしゃるが、これは児童手当を利用して支給月に納付をされるといった形である。その一方でどうしてもご理解をいただかず、数名の方おそらく5名の方になるかと思われるが、訴訟に移行せざるを得なくなっている。今後、この方々も納付に応じていただければ、訴訟に移行するようなことはなく、通常の納付手続きで完了する予定である。訴訟を起こす具体的な時期は現在調整中であり、未定である。対象者以外の方については納付の目途が立っており、訴訟対象者についても手続きを進め完納に持ちこみたいと考えている。

- ・ 会長

2件の報告が事務局よりあったが、何か質問はあるか。

- ・ A委員

児童手当からの特別徴収についてだが、保育料の全額をいただいているわけではないということではいか。児童手当の金額にも決まりがあるので、滞納されているお金の全額を滞納者からいただいているのではなく、児童手当分だけしかいただけていないが、それでも967,800円は確保できたという考え方でよろしいか。

- ・ 子ども育成課長

児童手当の月額が決まっているので、その範囲内でしか徴収はできない。ただし、前年度の所得等に応じて、保育料は23階層に分かれているので、そこでこれまでの滞納額を充当できる方もいる。また月額の保育料が高い方であれば、二か月三か月しか充当できないということもあるので、特別徴収のみで保育料全てをお支払いいただけるというわけにはいかないもので、今後は特別徴収のほか、差し押さえ等も検討していかないとはいけない。

- ・ A委員

子どものことを追い出すことなく、うまくやっていただきたい。

- ・ 職務代理

少額訴訟の対象者が5名ということだが、この方々は納付する能力はあるのにしていないという認識でよいか。

- ・ 児童課長

基本的に納付する能力が無い場合、免除になるのだが、保育所とは異なり階層で分けていないので、定額の5,500円もしくは免除になる。兄弟がいる場合は割引となり減額となる。5,500円が賦課されているということは、資力があるということになる。

- ・ 職務代理

そうであればもう少し早く訴訟に持ち込む形にしてあげたほうがよいのではないか。丁寧に何回も催告をするのは親切だとは思っているのだが、逆に時間を与えることでお金を使ってしまうということもある。システムとしてある程度までいったら、もう訴訟に持ち込むということを広く通知して効果を狙った方が、逆にその人のためにもなるのではないか。

- ・ C委員

少額訴訟対象者5名ということだが、就学援助費の対象外というのは確実なのか。要するに減免対象外は確実ということの確認はされているということではよいか。

- ・ 児童課長

基本的には対象外ということになる。ただし本人が申請をしなかった場合は、申請主義なので定額で課金されることになる。実際、この5人の中にそういったことを理由に支払い拒否を申し立てられている方もいる。しかし当時の経過として申請を受理していないということであ

れば課金がされているので、その時点、つまり当該年度にそういった話が出るはずであるが、一切そこでの対応をせず滞納を続けているという実態があった。この期に及んで言われても対応しかねるとというのが実態である。その他の事案では、再三の催告にもかかわらず、あからさまな逃避行為を繰り返すので、こちらとしても納付資力があるのか無いのかもわからない。よって訴訟に持ち込むしかない。金額としては年間 66,000 円なので、万が一 1 年間滞納をしたとしても生活実態にもよるが、そこまで大きな額ではない。それなのになぜお支払いにならないのか、そして毎月お支払いいただいている保護者の方たちとの公平性の観点から訴訟を行っていく必要があると考える。

- ・ 職務代理
訴訟において市が弁護士等を使った場合、その訴訟費用は相手方負担ということでよいか。
- ・ 児童課長
今回、初めての取組みなので、手続きについては現在法務担当と打合せをしている段階である。その中で訴訟を行えるのは本人もしくは代理人、すなわち弁護士ということになるのだが、その費用等を天秤にかけた時に 66,000 円はどうなのか、割に合わないのではないかという話もあった。我々で裁判に臨んでみようと模索をしている。訴訟費用の関係については法務担当と打ち合わせをしながらもう少し調整をしていきたい。
- ・ 職務代理
本人訴訟で市が当事者になった場合、訴訟費用を相手に求めることができるのか、それとも求めることはできないというようなことはあるのか。
- ・ 児童課長
まだ知識不足な部分もあるので、確認を取ってお答えさせていただきたい。
- ・ 会長
確認を取って報告していただきたい。以上報告事項二件であったが、よろしいか。

- ・ 子ども家庭部長より閉会あいさつ

< 終了 >